

平成17年 6月28日

株 主 各 位

東京都文京区湯島 2 丁目 2 番 2 号

スズデン株式会社

代表取締役社長 鈴木 敏 雄

第53回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第53回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第53期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
本件は、上記計算書類の内容及び自己株式買受けについて報告いたしました。
 2. 第53期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第53期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は、1株につき10円の普通配当金に記念配当として1株につき6円を加え、16円と決定いたしました。これにより中間配当金（1株につき8円）を含めました当期の普通配当金は18円（前期比9円増配）となり、記念配当金6円を含め24円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。主な変更の内容は、次のとおりであります。

- (1) 将来の事業展開に備え「特定労働者派遣事業」の認可取得に伴い定款第2条（目的）に事業目的を追加いたしました。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、定款第4条（公告の方法）につき所要の変更を行いました。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めました。
- (3) 商法第221条第2項の規定に基づき、平成16年12月29日開催の取締役会において、平成17年2月1日付をもって、1単元の株式の数を1,000株から500株に変更することを決議したことに伴い、定款第7条の「1単元の株式数」について、1,000株から500株に変更を行いました。
- (4) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の公布に伴い、平成16年10月1日付で商法が改正され、株主名簿閉鎖制度が廃止となり、一律に基準日制度に移行したことにより、所要の変更を行いました。
- (5) 上記の変更を行うとともに一部字句の整備を行いました。

第3号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に鈴木敏雄、臼田憲司、平野利晴、鈴木 茂、今泉嘉信、松崎総一郎、杉吉忠寿、鈴木展寧の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に都築隆也、桃井邦義の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、都築隆也、桃井邦義の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり退任取締役倉片 允氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役会に一任することに承認可決されました。

なお、本株主総会終了後開催された取締役会の決議により、代表取締役並びに役付取締役につき、下記のとおり選任され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長	鈴木敏雄
取締役副社長	臼田憲司
取締役創業者	鈴木展寧

また、本株主総会終了後開催された監査役会において、監査役互選の結果、常勤監査役に藤田五郎氏が就任いたしました。

以 上

【利益配当金のお支払いについて】

第53期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」記載事項ご高覧のうえ、払渡しの期間内（平成17年6月29日から平成17年7月29日まで）に最寄りの郵便局にてお受け取りください。

また、配当金の振込先をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」をご送付いたしましたので、ご確認ください。

以 上